鳥取県告示第829号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年12月26日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の 氏名		居宅サービス事業を 行う事業所の名称	居宅サービス事 業を行う事業所 の所在地	居字サービスの	指定年月日
有限会社いちむら	鳥取市河原町	デイサービスほのか	鳥取市上原923-	通所介護	平成20年12月
代表取締役 市村	天神原402-1		20		25日
彰					